

令和5年度第1回瑞穂市障害者自立支援協議会全体会議事録

- 1 開催日時 令和5年8月22日（火）午後1時30分～午後3時30分
- 2 開催場所 瑞穂市役所穂積庁舎 3階 大会議室
- 3 出席委員
 - (1) 委員 15名
玄 景華、加藤 央、廣瀬 功、勝 尚志、牛丸 真児、見吉 時夫
錦見 泰子、須甲 しのぶ、棚瀬 友美、松井 千賀子、近藤 千裕
二村 真紀、村井 寛人、荒木 由香、児玉 太
 - (2) 瑞穂市副市長 梶浦 要
 - (3) 事務局
健康福祉部長 佐藤 彰道、福祉生活課長 栗田 正直
福祉生活課 古澤 秀樹、瀬尾 貴之、浅野 かおり
- 4 議題
 - (1) 第2期瑞穂市障がい者総合支援プランの進行管理について
 - (2) 第3期瑞穂市障がい者総合支援プランの策定について
 - (3) 基幹相談支援センターの事業・運営状況等について
 - (4) 地域生活支援拠点の評価・検証について
 - (5) 瑞穂市障害者自立支援協議会内規の改正について
 - (6) 各部会の令和4年度報告及び令和5年度活動計画について
 - (ア) 暮らし部会
 - (イ) 権利擁護部会
 - (ウ) 子ども部会
 - (エ) 相談支援部会
 - (7) その他
- 5 会議資料
 - 委員名簿
 - 瑞穂市障がい者総合支援プラン進行管理（資料1）
 - 実施状況一覧表（資料2-1）
 - 第3期瑞穂市障がい者総合支援プラン（資料2-2）
 - 令和5年度瑞穂市基幹相談支援センター（月別集計）（資料3）
 - 地域生活支援拠点の評価・検証について（案）（資料4）
 - 瑞穂市障害者自立支援協議会内規（資料5）
 - 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム（資料6）
 - 暮らし部会（資料7）
 - 権利擁護部会（資料8）
 - 子ども部会（資料9）
 - 瑞穂市内の福祉サービス事業所（資料10）

6 議事内容

司 会	<p>それでは定刻となりましたので、これより令和5年度瑞穂市障害者自立支援協議会全体会を開会いたします。</p> <p>本日の進行を務めさせていただきます瑞穂市役所健康福祉部福祉生活課栗田と申します。</p> <p>よろしくお願いたします。</p> <p>本日の会議でございますが、委嘱委員22名中出席者が15名で過半数以上となっておりますので、瑞穂市附属機関設置条例第8条の規定に基づき本協議会は成立となります。</p> <p>それでは協議会の開催にあたりまして、玄会長より一言ご挨拶をよろしくお願いたします。</p>
会 長	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">会長挨拶</div>
司 会	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、副市長より一言ご挨拶を申し上げます。</p>
副市長	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">副市長挨拶</div>
司 会	<p>それでは副市長はこのあと別の公務がございますのでこれで退席とさせていただきますのでよろしくお願いたします。</p> <p>それではこれより議題に入らせていただきます。</p> <p>これからの議事進行は瑞穂市附属機関設置条例第7条第3項により玄会長に議長をお願いすることになりますのでよろしくお願いたします。</p>
会 長	<p>それでは本協議会の議長を務めさせていただきます。</p> <p>協議会の円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは慣例に従いまして、まず本委員会は瑞穂市審議会等の設置、運営等に関する要綱第11条の規定により原則公開となっております。</p> <p>ですので、この会議を公開させていただきますがよろしいでしょうか。ご賛同いただける方は挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">挙手全員</div> </p> <p>ありがとうございました。</p> <p>異議はないようですので公開とさせていただきます。</p> <p>次に同要綱第12条の規定で会議の公開は会議の傍聴を希望するものに会議を傍聴させることになっております。</p> <p>事務局、今回の会議の傍聴人の申し出はございますでしょうか。</p>
事務局	<p>現在3名の申し出があります。</p>
会 長	<p>ただいま傍聴の申し出がございましたので、3名の皆さんの傍聴を許可してもよろしいでしょうかということで、ご賛同いただける方は挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">挙手全員</div> </p> <p>ありがとうございました。</p> <p>異議なしということで傍聴を許可いたします。</p> <p>事務局は、傍聴人を入室させてください。</p>

	<p>それでは傍聴人の方には一言申し上げます。 瑞穂市の審議会等の会議の公開に関する要綱第3条の内容を守っていただくようお願いいたします。 それでは本協議会の会議録について審議をいたします。 事務局よりご説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>会議録作成について説明</p>
会長	<p>ただ今事務局よりご提案ありましたが、何かご意見等ございますでしょうか。 毎回通例のことですので、事務局の提案にご異議ございませんでしょうかということで、ご賛同いただける方は挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">挙手全員</p> <p>ありがとうございます。 異議なしということで認めます。 本議会の会議録については要点筆記とし、発言した委員の指名は記載しないこととします。 会議録につきましては、会長、副会長の了承を得て公開といたします。 それではこれから議題の方に入っていきたいと思えます。 議題1、第2期瑞穂市障がい者総合支援プランの進行管理について、事務局よりご説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議題1、第2期瑞穂市障がい者総合支援プランの進行管理につきまして資料2をご覧ください。 着座にて失礼します。 この第2期瑞穂市障がい者総合支援プランにつきましては、障害者計画、障害者福祉計画、障害児福祉計画の3つの計画を一体として策定しておりまして、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間としております。 この資料1につきましては、第2期瑞穂市障がい者総合支援プランの進行管理の表となっております。先般各部会において令和4年度の評価を行っていただいております。 それでは各部会長から順に報告をしていただきたいと思いますので、まずはくらし部会長からお願いします。</p>
くらし部会長	<p>では失礼します。 それでは資料1ですね、くらし部会のところを説明させていただきたいと思えます。 評価としましてはこの5段階ということで、目標を達成したということであれば二重丸。 順調に進行しているが丸。 おおむね進行しているが三角。 進行が不十分であるがバツ。 該当無しは横線で表示されております。 くらし部会としまして、最初の題目は、福祉施設の入所者の地域生活への移行でございます。</p>

こちらの題目は、目標年度施設入所者数、削減見込み目標値、地域生活移行目標数の3項目となっております。

まずは入所者数ですが、目標数値の29人に対し、令和4年度ですでに29人と目標を達成しておりますので二重丸です。

次に削減見込み目標値は2人になっておりまして、令和4年度は1名ということでございますので、こちら令和5年度の達成を考えると順調な進行ということで、丸となっております。

それから地域生活移行目標数でございますけれども、目標数5人に対して、実績は0でございましたので、こちらの方は進行不十分ということの評価をつけさせていただきました。

次に2つ目の題目ですが、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築ということでございます。

こちらは4項目ございますが、まず一番上の保健、医療及び福祉関係者による協議の場の設置ということで、市内で設置することを目標とさせていただいております。

こちらの設置ですけれども、後程お諮りいただくこともありますが、去年から準備を進めておりまして、今年度の開始を目標にさせていただいております。

去年は12団体ございましたので、結果には入れておりませんが、おおむね進行しているということで三角の評価とさせていただきました。

以下の3項目ですが、開催回数、参加人数、評価の実施回数ということでございますけれども、こちらにつきましては会議を昨年度行っておりませんので、進行が不十分ということで、バツとさせていただいております。

2ページ目をお願いいたします。

まず2ページ目の一番上の題目です。

地域生活支援拠点の有する機能の充実ということでございます。

こちらの題目は、項目は2つでございます。

地域生活支援拠点等ということで市内または圏域で整備ということになっております。

こちらは、令和4年度に地域生活支援拠点の機能の1つである緊急短期宿泊事業を大和園に委託するという形で調整を行ってまいりました。

結果は、今年度の4月から利用開始ということになりましたので、去年の実績としては、準備を進めているという結果を持ちまして、おおむね進行しているということにさせていただきました。

2つ目の項目の、運用状況の検証・検討は、今年度4月からの運用ということでございますので、令和4年度については、実績無しということでございます。

それから次の題目ですが、福祉施設から一般就労への移行等ということでございます。

こちらの題目は4項目となります。

まずは昨年度の年間一般就労移行者数ということで、目標数値は6人に対して、令和4年度は10人になっています。

こちらのことから目標達成ということになります。

次の就労移行支援事業を通じた年間一般就労移行者数は、目標数値は2

	<p>名ということになっておりまして、令和4年度については2名の実績がございましたので、こちらの方も目標達成です。</p> <p>次の就労継続A型を通じた年間一般就労移行者数ということで、こちらの目標値4名に対して令和4年度実績6名ということでこちらも目標達成です。</p> <p>それから就労継続B型を通じた年間一般就労移行者数は、目標数値は0人となっていますが、令和4年度は2人いらっしゃったということで目標達成ということにさせていただいております。</p> <p>次の就労定着支援事業の利用者数の項目ですが、就労移行支援事業等を通じた令和5年度における年間一般就労移行者数の項目については、目標数値は6人、令和4年度については3名ということでございましたので、こちらの方もおおむね順調に進行しているということになります。</p> <p>次の項目の就労定着支援事業の利用者数は、こちらのほう目標数値は4名でございますが、令和4年度6名ということで目標達成ということになっております。</p> <p>次の項目の就労定着支援事業の就労定着率でございますけれども、こちらの方は就労定着8割以上の事業所ということでございますが、ただ今市内に該当の事業所が存在しないということで、該当なしということになっております。</p> <p>以上でございますので、よろしくお願ひします。</p>
事務局	<p>続きまして相談支援部会長より、説明をお願いします。</p>
相談支援部会長	<p>相談部会です。</p> <p>相談部会が担当する題目は、3ページ目の下の相談支援体制の充実・強化等からになります。</p> <p>まず1項目目、総合的・専門的な相談支援体制の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保ということで、総合的専門的な相談支援体制は、基幹相談や心の相談が該当するということと、地域の相談支援体制の強化は相談支援部会が該当するということで、前年度と同じく体制の確保を評価して二重丸としました。</p> <p>次に、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の項目ですが、身体障がい者相談、ほほえみ相談、心の相談を実施している。</p> <p>基幹相談の総合相談だけでも250件以上、社協の基本相談も多くの実績があるため、こちら30回以上は達成しているということで二重丸です。</p> <p>次に、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の項目ですが、こちらは前年度に実施しておりませんでした。令和4年度は基幹相談が市内の相談支援事業所に訪問して検討をいたしましたので二重丸です。</p> <p>今年度は5件ということで、これもまた相談支援部会と調整して達成したいと思います。</p> <p>次に、地域の相談支援者の人材育成の支援件数の項目ですが、こちら前年度はありませんでしたが、令和4年度は基幹相談が研修会をしまして、のびっこ広場の見学等を12月に実施しました。</p>

	<p>よってこれも二重丸と評価します。</p> <p>次に、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数の項目ですが、こちらは相談支援部会や相談事業所が加盟している岐阜県相談支援事業所連絡協議会というところで取組を実施しているため二重丸と判断しました。</p> <p>次の題目で、障がい福祉サービス等の資を向上させるための取組に係る体制の構築ですが、こちらも相談支援部会の事例検討、地域課題の抽出に取り組んでいますし、社協が開催している瑞穂市の事業所を中心とした連絡会なども定期開催しているため、資質の向上に取り組んでいるだろうということで二重丸としました。</p> <p>次に、都道府県が実施する障がい福祉サービス等にかかる研修その他研修への市町村職員の参加人数の見込みの題目ですが、こちらも厚労省の実施する市町村職員を対象とするセミナーに、市の職員2人と私が参加したりなど色々ありましたので、目標の1人以上は参加しているということで二重丸にしています。</p> <p>相談支援部会が評価する対象は、以上となります。</p>
事務局	<p>最後に子ども部会の報告ですが、本日、林部会長は欠席ということで、事務局が代わりに報告させていただきます。</p> <p>資料1の2ページをご覧ください。</p> <p>一番下の題目、児童発達支援センターの設置ということで、目標としましては、設置済みで利用体制の充実、施設改修等という目標に対しまして、令和4年度は圏域で1か所を確保、これは長良にあるポッポの家ということで、施設改修も行われて利用体制が充実されているということで二重丸という進行状況でございます。</p> <p>次に3ページに移りまして、一番上の題目ですが、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築ということで、目標につきましては、体制は構築済みで利用体制の維持ということでございますけれども、令和4年度は1ケース利用しております。</p> <p>体制は構築されているけれども利用は進んでいないということで、三角という進行状況とさせていただきます。</p> <p>次に、その次の題目、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保ですが、こちらにつきましては、目標数値は市内または圏域で1か所確保ということで、令和4年度は圏域で1か所確保、これは希望が丘のきらりということで、確保できているため、進行状況は丸とさせていただきます。</p> <p>次に、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置の題目ですが、2つ項目がございます。</p> <p>1つ目は、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置が目標ですが、こちらにつきましては正に子ども部会がそのような協議の場で行ったので、令和4年度設置済みということで進行状況は丸ということでございます。</p> <p>2つ目は、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置ですが、こちらも1名以上の目標に対し令和4年度の実績は2名、これは社会福祉協議会さんの方で配置していただいているというこ</p>

	<p>とで二重丸という進行状況になっております。</p> <p>飛びまして、最後5ページ、発達障がい者等への相談支援体制等の充実の題目ですが、3つ項目がございます。</p> <p>1つ目ですが、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数の項目について、令和4年度の目標値3人に対しまして、令和4年度4人ということがございます。</p> <p>ただしこの4人につきましては、市役所職員であったり、社会福祉協議会の職員であったりということで、市民の方ではないということがございますので、4人ではございますが、市民は0人ということでこちらについては今後の課題ということになります。</p> <p>ただし、令和5年度は、この関係の県の研修が瑞穂市で開催されるということで、瑞穂市から多くの市民の方が受講されるのではないかと期待しております。</p> <p>2つ目の項目のペアレントメンターの人数ですが、こちらはそもそも研修を受けている一般市民の方がいないということで実績0人、進行状況はバツです。</p> <p>こちらも、今年度に一般市民の方が研修を受けられた後に少しずつ増えてくるのではないかと期待しているところでございます。</p> <p>3つ目のピアサポート活動への参加人数の項目ですが、こちらにつきましては目標0、実績も0ということでバツとしております。</p> <p>以上で第2期瑞穂市障がい者総合支援プランの進行管理の報告とさせていただきます。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今の説明について何かご質問等ございますか。</p> <p>追加でも結構ですし、総合支援プランの進行管理ということでこの第2期から反映させていただいております。</p> <p>自立支援協議会の方では、この瑞穂市の福祉施策の進行、進捗状況をチェックしなければなりませんので、これを見える形に表にさせていただきました。</p> <p>第2期総合プランは、令和3、4、5年と現在進行中です。</p> <p>令和3年と令和4年の2年間は、各部長より良い評価をいただいておりますが、先月26日に協議会の事務局会がありまして、そこで各部長も含めてすり合わせて評価をしております。</p> <p>二重丸、丸、三角、バツ、該当なし、の5段階で評価しております。</p> <p>いかがでしょうか。</p> <p>何か評価についてご質問等ございませんでしょうか。</p> <p>分かりやすい形式かなと思いますが、これはまた第2回の全体会、来年は第3期の障がい者プランに関係するため、少し検討をしないといけないかもしれませんが、よろしいでしょうか。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>引き続きまして、議題(2)第3期瑞穂市障がい者総合支援プランの策定について、こちら事務局からご説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは説明の方をさせていただきます。</p> <p>座って失礼いたします。</p>

先週の17日の木曜日の13時30分から今年度第2回目の障がい者総合支援プランの策定委員会が開催されました。

委員会では、現在の障害者計画で実施している推進施策を市の担当部局において調査等を行い作成したA3版の資料2の1でございますが、こちらをもとにまず意見交換を行っていただきました。

主な内容につきまして一覧表の左から2つ目の項目にあります(1)保健・医療の分野と2ページ目の(2)の福祉の分野について、熱心にご協議をいただきました。

保健・医療の分野については、医療機関等における保健体制の整備でございますとか、歯科の訪問診療についてご意見をいただきましたし、福祉の分野につきましては、グループホームの整備を見据えてこちらの方も非常に活発にご意見等をいただいたところでございます。

あと、その他につきましては、総合保育ということで、教育関係の部分ですね。

5ページに参りまして、1番目は療育・保育・教育のところで、保育士さんの充実を図ってほしいというご意見をいただきましたし、また、教育の分野につきましても、ユニバーサルデザインフォントということでそういったものも学校教育の中で取り入れてやっていただけるといいのではないかなど、色々ご意見が出ました。

現在、第3期の総合支援プランを策定しているところでございますが、第3期におきましても同様の評価検証をまた実施させていただきたいと思っております。

続きまして資料2の2でございますが、こちらは第3期瑞穂市障がい者総合支援プランの骨子案となります。

1ページ目ですが、第1章計画策定の趣旨についてということでございますが、第1章の案につきましては、第1回の策定員会でお示しをさせていただきますまして、その際ご指摘があった箇所を事務局にて修正させていただきます。

次に、8ページ目の第2章瑞穂市の現状ですが、こちらの方は人口や手帳保持者の統計資料等を載せております。

ちょっと飛びますが16ページまで進んでいただきますと、第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画の実績評価ということで、先ほど報告しました進行管理と少しかぶるかなと思っておりますが、評価をこちらの方にも載せております。

それがずっと続きまして32ページを見ていただきますと、4のアンケート調査結果ということで、こちらの方は机上に配付しました緑の冊子のアンケート調査結果のうち必要な部分をこちらの中にそのまま取り入れさせていただきます。

そのアンケート結果がそのままずっと続きまして、59ページでございますが、障がい者団体向けアンケート調査の結果ということで、こちらの方は障がい者団体さん5団体にアンケートを取らせていただきまして、その際いただいたご意見を14項目にわたって載せております。

内容につきましては、福祉の分野にとどまらず、様々な分野にまたがった意見が載っておりますので、またこちらの意見の方もプランの策定の

	<p>段階でまた他のグループにも情報共有をしていきたいと考えております。</p> <p>次は、62ページの第3章計画の基本的な考え方になります。</p> <p>こちらの方は基本理念がありまして、『心がかよい、ともに暮らせる やさしいまちをめざして』ということで、こちらの方は第2期のプランと同一ということで使用させていただきまして、63ページの計画の基本目標につきましても、3点あげさせていただいております。</p> <p>こちらの方も第2期に引続き、基本目標に沿って事業を展開していくということで考えています。</p> <p>最後に64ページの計画の体系でございますが、基本理念・基本目標のそれぞれの下に分野ということで8つの分野にそれぞれ別れまして、さらにその下に推進施策ということで別れております。</p> <p>こちらの方は、2点ほど項目を付け加えさせていただいております。</p> <p>以上、事務局から説明をさせていただきましてご協議をいただきました結果、骨子案につきまして委員の皆様からご承認をいただきました。</p> <p>今後につきましては、10月末の第3回策定委員会の開催に向けて、この後にあります第4章第4次瑞穂市障害者計画、第5章第7期瑞穂市障害者福祉計画、第3期瑞穂市障害児福祉計画の原案を市の事務局の方で作業を進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>説明は以上になります。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今のご報告で追加等いかがでしょうか。</p>
A委員	<p>1つ、第2期の総合支援プランの中で計画の体系という、今日いただいた資料でいうと64ページと同じものが前もあったのですが、その中で第2期では重点施策を4点取り上げて、それを重点的にまず実現しようということだったのですが、今回その重点施策が指定されていないといえますか、消えているのですが何か理由はございますか。</p>
事務局	<p>特に大きな理由はございません。</p> <p>重点施策は、前回第2期で4項目あげさせていただいておりますので、次回第3回の計画策定委員会において、重点施策の提案をさせていただこうと思っております。</p>
A委員	<p>はい、了解しました。</p>
会 長	<p>資料の2の1は事業を羅列しておりますが、まずわかりやすいのは最初で言うと資料の2の2、骨子案の64ページを見ていただきまして、基本目標というのが1・2・3とございます。</p> <p>これが瑞穂市にとって一番のベースになるところになります。</p> <p>まず基本目標の1番目の総合的な生活支援の体制づくりについては、分野が3つあり、保健・医療、福祉、相談・情報提供・人材育成になります。</p> <p>分野の次が推進施策ということで、このところが資料の2の1の①や②になります。</p> <p>資料2-1の推進施策については、項目、内容、施策の実施状況、評価などとあります。</p> <p>評価については、A・B・C・Dの4段階で記載されております。</p> <p>これは今月17日に第2回の委員会がございまして、各委員の皆様からいろんなご意見をいただきました。</p>

	<p>評価については、右側に具体的な方向性の欄があり、それぞれ記載されておりますが、妥当であるかどうかご審議していただいております。</p> <p>これをざっと見ていただきまして、今回この資料の2の1で一番良かったのは担当課が明記されております。</p> <p>これは多分初めてのことだろうと思います。</p> <p>縦割りの中で横の強化をしていただき、資料2の1の福祉生活課、子ども支援課、健康推進課と色々な部署の担当が明記されたというもので、多分、資料としては初めてだと思います。</p> <p>全て見るのは大変なので、少し見ていただきまして、これが資料の2の2の総合支援プランの骨子案に反映させていく形になります。</p> <p>資料2-2の64ページの計画の体系を見ますと、推進施策に新規の項目が2つ並んでおります。</p> <p>基本目標の1番目の総合的な生活支援の体制づくりについて、福祉の分野の推進施策として、新たに（3）障がい者の地域生活支援が挙がっております。</p> <p>また、基本目標の2番目の共生社会の基盤づくりについて、療育・保育・教育の分野の推進施策として、新たに（4）ヤングケアラーを含む家族支援、サービス提供体制の確保が挙がっております。</p> <p>次回の第3回策定委員会では、推進施策の中で何を重点施策にするか案が示されると思います。</p> <p>少し補足をさせていただきましたが、委員の方いかがでしょうか、何かご追加あるいはご質問等ございますでしょうか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>それでは、議題2は閉じさせていただきます。</p> <p>また後程でも結構ですので質問あればお願いします。</p> <p>それでは続きまして議題3、基幹相談支援センターの事業・運営状況等についての説明を事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>瑞穂市基幹相談支援センターの運営状況について説明させていただきますが、資料に基づいてご説明いたしますので資料3をご用意お願いいたします。</p> <p>こちらはグラフの載った資料になりますが、令和5年度の瑞穂市基幹相談支援センターで受け付けましたこの令和5年7月31日現在までの統計となっております。</p> <p>1ページ目1つ目の青いグラフですけれども、こちらが月別の相談を受け付けた件数で、これは令和3年度の4月からこの7月までの約3年分を載せております。</p> <p>この3年間でおおむね17件から多いときで28件前後の相談を受け付けておりまして、グラフの中央の令和4年7月だけが9件と少なくなっております。</p> <p>こちらは相談を担当している担当者が別の業務で離席することが増えたため、相談を受け付ける件数が減ってしまったというちょっと特異な理由がございました。</p> <p>おおむね17件から30件程度で推移しているというところがございます。</p>

2つ目の表、相談種別ですが、こちらは相談内容を障がい種別ごとに集計した表です。

すべての月で精神障がい者の方からの相談が大半を占めております。

精神障がい者の方の相談が多い理由としましては、例えば知的障がい者の方ですと幼少期から発症していることが多く、小さいときから個別に相談する先が決まっていたりとか、あるいは身体障がい者の方とかですと、病気やけがをされたときに病院さんのソーシャルワーカーさんですとか、あとはそのまま福祉サービスにつながるということで相談先が見つかったケースが多いんですが、発症時期が人それぞれの精神障がいについては個別の相談先を持たない方が多くいらっしゃるということで基幹に相談が寄せられているのかなと思われます。

ページをめくっていただきまして2ページ目ですね。

こちらは月ごとの年代別の表でございます。

こちらは10代から高齢の方までと幅広い層からのご相談を受け付けさせていただいておりますが、基本的には20代から30代、あるいは40代から50代の方の相談が多くなっておりまして、20、30代の方については本人様から、40、50代のご相談についてはご家族様からのご相談が多くなっております。

続いて下の黄色いグラフです。

こちら性別でございますが、性別については例年女性からの相談が男性よりも多くなっているような傾向ですけれども、本年の5月につきましては男性が女性を上回っております。

この5月については、主に家計、経済、就労に関する男性からの相談が多かった印象でございます。

続いて3ページ目お願いいたします。

上の図ですが、相談方法ということで、こちら電話、窓口、訪問等がございますが、多くは電話、窓口での相談という風になっております。

件数の中にはですね、関係機関からの情報提供ということで情報をいただいているケースも数件あるんですけども、こちらはまだまだ件数が少なくなっておりまして、なので今後関係機関の皆様におかれましては、困難ケースについてはお問い合わせをいただくとかですね、基幹相談センターの方にお話をいただければ一緒に協議検討をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

グラフの最後は相談内容ということで、毎月の相談内容としては、多く寄せられているのは健康医療に関する相談、次いでは障がいの症状、理解に関する相談、そのほかに障がい福祉サービスや不安解消についての相談が比較的多く寄せられています。

一番奥ですね、健康医療に関する、支援に関する相談というところでは医療というところで医療費の助成に関する福祉医療費についてや精神障がいの自立支援医療の相談などが多く挙げられております。

資料3のご説明はこれで以上になります。

そのほかですね、今回は資料がついていないのですが、基幹相談支援センターは個別で毎回行っている取り組みとしまして、人材育成に関する研修会というものがございます。

	<p>基幹相談支援センターの役割として、地域の相談支援体制の強化の取り組みというものがあるのですが、具体的な活動として地域の相談支援事業者の人材育成の支援ということで、当市においても令和4年度より地域の相談支援事業所従事者を対象に人材育成にかかる研修を実施させていただいております。</p> <p>本年についても障がい福祉サービスと介護保険制度の併用の関係性についての勉強会というものをこの7月14日に行いまして、こちらは瑞穂市に関係いただいている相談事業所の方と、あとは介護制度のケアマネージャーさんのケアマネサロンと合同で開催をさせていただきました。</p> <p>今後もこのように人材育成についても積極的に強化取り組みをさせていただきたいと思っておりますのでまた開催の際にはご協力をお願いいたします。</p> <p>基幹相談支援センターの説明については以上です。 ありがとうございました。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今の説明、報告について何か質問や追加等ございますでしょうか。</p> <p>令和3年4月から基幹相談支援センターが立ち上がりまして、利用件数は前後しているということで、あとはやはりセンターの役割、人材育成とかネットワークとかいろんなものがこれから求められていくのかなとは思いますがいかがでしょうか。</p> <p>相談支援部会は何かコメントございますか。</p>
相談支援 部会長	<p>先ほど説明されました基幹相談支援センターの研修会の件について、私が先ほどの進捗管理で報告させていただいたとおり、昨年のはのびっこ広場というところの団体が人材育成のための研修会、今年度は前月ですね、今報告いただいたケアマネージャー等相談支援専門員の交流会と銘打って総合センターのアジサイホールでグループに分かれて顔合わせをさせていただいたところです。</p> <p>また、相談支援部会の報告のところで言おうと思っておりましたが、国の方向性もあって、介護と福祉の連携が進められておりますが、この瑞穂市はそういった意味でとても進んでいて、それを意識した良い研修会を企画していただいたと思っております。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>他に、追加あるいは質問はよろしいでしょうか。</p> <p>これも3年目に入りましたので、相談支援センターの立ち上げもどんどん出てくるかなと思っておりますので是非参加していただければと思います。</p> <p>それでは次に議題を進めさせていただきます。</p> <p>議題4、地域生活支援拠点の評価・検証について、こちらも事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>では、説明をさせていただきます。</p> <p>先ほどの議題1の総合支援プランの進行管理の中でも少し触れていただきましたが、令和5年度に瑞穂市の地域生活支援拠点の整備が完了しました。</p> <p>来年度以降も継続的に拠点の活動状況や実績を把握いたしまして、その内容を評価・検証することで事業等の改善、変更、見直し等を行いまして、</p>

拠点が障がい者、障がい児の方にとって少しでも有効かつ効果的な支援となるように取り組んでいく必要がございます。

先ほどの進行管理の中でも項目として評価・検証という欄がありましたが、まさにこの点にあたります。

資料4を見ていただきますと、評価・検証方法の手法を提示させていただいているのですが、2番の実施主体としましては、この瑞穂市障害者自立支援協議会において評価・検証をしていきたいなと思っております。

実施時期につきましては、今まさに事業を始めて開始しているところでございますので、令和6年度に令和5年度の実績から評価・検証をしていきたいと考えています。

実施方法につきましては、後程、具体的な割り振りを提案させていただくのですが、規模によって各部会に担当を割り振りまして、前年度の事業実績等を参考に評価・検証、4月から5月にかけて総合支援プランの評価、進行管理がございますので、そちらの方に合わせて実施していただきたいと思えます。

5番の評価参考データとしましては、評価にあたってどのようなデータを集めていくかということで、まずは実績ということで利用者数や利用回数、開催回数、参加者数など数値化できる実績データを集計して集める。

次に、予算や経費、また事業に従事した団体のスタッフの種別や人数、事業を実施した時期、場所、施設、事業内容、研修会や会議等のどのような内容を行ったかということの会議の内容でありますとかそういったものですね。

そういったものを参考にいたしまして裏面を見ていただきますと、評価方法ということで、先ほど説明させていただきました点について評価を行うということで、1番から7番まで挙げております。

(1) 利用実績等から機能の利活用の妥当性、(2) 機能の維持等に関する経費の合理性、(3) 関係する事業等の時期、規模、場所、内容の有効性、(4) 関係機関相互の連携体制の現状と方向性、(5) 機能に対する評価すべき点、改善点、課題、問題点の指摘、(6) 改善点、課題等に対する効果的な対策、最後に(7) 今後、必要と思われる機能、事業の提案ということで、7つほど評価方法を挙げております。

こちらの方はその支援拠点の事業によって、複数当てはまるもあれば1つだけが当てはまるものもあるかなと思っておりますので、この辺はより具体的に評価方法を考えていくときに整備していく必要があるかなと思えます。

評価の分担の案といたしましては、例えば地域生活支援拠点の相談の機能については相談支援部会と子ども部会、緊急時の受入等については、くらし部会と相談支援部会、体験の機会等はくらし部会、専門的人材の確保等についてはすべての部会が対象になるかなと思えますし、地域の体制づくりというのもひとまず全ての部会さんが当てはまるかなと思えます。

評価の集計調整ということですが、事務局の方で各部会の評価結果の集計整理を実施していただきまして、また来年度の全体会において、その結果等をお示しいただきたいと思えます。

全体会の前には事務局会がございますので、事務局会にて、事前にお示しさせていただいて、内容の調整協議を行っていく予定でございます。

	<p>最後に課題といたしましては、的確な評価をどのように確保していくかとか、評価にかかる負担の適正化ということで、評価をするにあたってまた集まっていたいで話し合いや協議、検討していただかなければいけませんので、適切な理由といたしますか、そういったものが必要なと思いますし、あとは評価をきちっと活用していくために、PDCAサイクルをしていく必要があると思います。</p> <p>説明としては以上ですが、この案で概ねご承認いただければ、次の2月の全体会までにそれぞれの機能についても評価・検証シートを作りまして、その案をまた議題として提案させていただきたいと考えております。説明は以上となります。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今の事務局の説明につきまして、ご質問やご追加等ございますでしょうか。</p> <p>本年度から新しく地域生活支援拠点ということで始まりました。</p> <p>国の方からも事業を推進するようにときておりますが、なかなか本当に大変だと思います。</p> <p>ただやはり評価・検証をしていくことにより、色々な問題点とか課題が出てくるのだらうと思います。</p> <p>その評価・検証のたたき台案が出ましたがいかがでしょうか。</p> <p>実施時期は、来年度である令和6年度に入ってから、令和5年度の評価をする形になるのだらうと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>瑞穂市の自立支援協議会は4つの部会しかございませんので、複数の部会で評価をしながら少しでも負担軽減ができればということで、分担がされています。</p> <p>今回の全体会では、この案を消して最終的なものを提言していただけたと思いますので、これはこれでよかったですでしょうかね。</p> <p>とりあえず案ということで、次回また確定したものを提案していただくということになると思います。</p> <p>それでは、この議題4は終了したいと思います。</p> <p>引き続き議題5、瑞穂市障害者自立支援協議会の内規の改正について、こちら事務局の方から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>引き続きまして、事務局よりご説明をさせていただきます。</p> <p>資料の5ですが3ページをご覧ください。</p> <p>まず第9条でございますが、参考意見の聴取ということで、自立支援協議会の方には、今日の全体会以外に事務局会、部会、プロジェクトチームの個別支援会議といった協議会が設けられております。</p> <p>これらの4つの会議、協議会の方で必要であると認める時には外部の方をお招きして会議に出席していただいて、説明や意見を求めるということが必要であるという風にご意見等をいただきましたので、内規の中におきまして、第9条のところその規定を設けさせていただいたところがございます。</p> <p>次に続いて第10条その他の役割についてですが、自立支援協議会としての機能以外に、これから申し上げます第10条の第1号にございます障害者差別解消支援地域協議会、こちらの方は障がい施策に関する相談事例</p>

	<p>の共有、相談体制の整備、差別解消に関する取組の評価等の障害者差別解消の取組を効果的かつ円滑に行うために協議を行うこと、といった役割を持った協議会でございますが、その協議会としての役割と2号の障害福祉サービスおよび障害児福祉支援の円滑化を確保するための基本方針の中の規定に基づきます医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場、こちらの方は先ほどの進行管理の中にも項目が出てまいりましたけれども、自立支援協議会はこちらの協議の場としても役割をしていくということ。</p> <p>最後に第3号でございますが、こちら先ほどの議題(1)の進行管理にも出てきましたけれども、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムにおける保健、医療及び福祉関係者における協議の場ということの役割も持つということですので、これまでこういった機能といいますか役割を自立支援協議会は持っているんだよということは、関係者でありますとか当事者の間ではなんとなく認識が分かっているなというような状態でしたが、やはりきちっと内規の中で明記したほうがいだろうということで、改めて条項を設けまして規定をさせていただいたところでございます。</p> <p>この2条を新たに挿入したことによりまして、以下条番号が繰り下がっております。</p> <p>繰り下がっていった最後4ページでございますが、附則としまして、本日の全体会にてこの改正がご承認いただければ本日この内規が令和5年8月22日から施行するというので附則を設けるといような改正になっております。</p> <p>説明は以上となりますので、よろしく申し上げます。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>瑞穂市障害者自立支援協議会の内規が少しずつ膨らんできております。やはり協議会の活動内容が幅広くなったのと、責任が重くなってきていることあるかと思いますが、また今のご説明の方で質問や追加等ございますでしょうか。</p> <p>従来から必要に応じて内規が改正されてきております。前回は令和3年11月8日に内容を変更しております。今回は3ページのところ参考意見の聴取ということで、今の部会活動もそうですが、活発に色々な事業を行っております。</p> <p>やはり部会の中で各委員の所属の方がおられるのですが、やはりもう少し色々な方に参加していただき意見をいただけるといいかなということも含め、この第9条の規定により、外部の人にも会議に出席していただけるようにしたいと思います。</p> <p>第9条についていかがでしょうか。</p> <p>今までは、このルールが無くグレーゾーンでしたので、ちょっとお願いをしてということでしたが、やはりこれは内規でしっかりとルールを決めた方がいいのではないかとということで、今回内規を改正させていただきたいと思います。</p>
<p>副会長</p>	<p>第9条の外部の方の出席を認める範囲といいますか、手当の方法ですが、少し違和感があると思うのは、個別支援会議の長という文言です。記載されていますが、個別支援会議というのは長を選んでやるという仕</p>

	<p>組みは特に決めていませんよね。</p> <p>この過去に作った我々のスキームの中でそういうものを決めていない。誰を長とするかという定義の問題が出てくるのではないかと思います。</p>
会 長	<p>長というのは、個別支援会議だけでなく、事務局会、部会も含んでの意味合いだと思いますが、事務局会いかがですか。</p>
事務局	<p>今会長さんがおっしゃっていただいたように、この長というのは、事務局会、部会、プロジェクトチーム、個別支援会議の全てにかかります。</p> <p>今、副会長さんからご指摘がありました個別支援会議の長というのは、第8条に個別支援会議についての規定がございますが、その中で第2項において個別支援会議は相談受けた委員又は必要があると認めた関係機関の担当者等が招集し、会議の議長となると規定されております。</p> <p>よって、この場合の長というのは、個別支援会議の議長を指すということになります。</p>
副会長	<p>議長を長とするということですね。</p>
会 長	<p>それでよろしいでしょうか。</p> <p>個別支援会議の長、ちょっと厳密には規定されていない部分もありますが、とりあえずは文言としてはこの形で進めていくということではよろしいですか。</p> <p>何か問題が出てくれば、改めて内規を改正すれば良いと思いますので、色々な方に参加していただける形をとっていきたいと思います。</p> <p>それから第10条は、その他の役割ということで、障害者差別解消法と医療的ケア児の協議の場、あるいは精神障がいの地域包括ケアシステム、その辺りのところを自立支援協議会で担当をしていく形になってきております。</p> <p>そこを含めて第10条は(1)、(2)、(3)ということで役割が明文化する案となっております。</p> <p>この内容については良かったでしょうか。</p> <p>分かりにくいなど特にございませんでしょうか。</p> <p>とりあえずは、この第10条についてはこの形で進めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それから第13条は色々な方が会議に参加されますので、出席された方の守秘義務を規定したものとなっております。</p> <p>委員だけでなく、委員以外の方でも会議に出席された方は、個人情報について守秘義務ということで規定をさせていただきたいと思いますのでよろしいでしょうか。</p> <p>では、内規改正案についてはよろしいでしょうか。</p> <p>ご意見無ければ、この案を全体会でご承認していただいたということで、終了させていただきます。</p>
事務局	<p>補足説明をさせていただきます。</p> <p>先ほどの副会長さんの指摘のところでは長という表現ですけれども、事務局会、部会、プロジェクトチーム、個別支援会議のそれぞれの長になる方の表現がちょっとバラついているので、1つずつ全部書いていくと非常に分かりにくくなるということであえて表現を簡略化といいますか、組織の長ということで表現をさせていただいているというのはあります。</p>

副会長	<p>これはある意味では内規ですから、我々の運営のルールで、ある種のぼやけた表現にした方がいいのかなと、要するに事務局会、部会、プロジェクトチーム個別支援会議は必要がある時はという風で、その長という言葉を持ってこない方が私は運営しやすいのかなと思ったんです。</p>
事務局	<p>でも読み込めなくはないというか、特に問題は無いかなと思いましたが、協議体の誰が必要と認めるのかというのが、ちょっと個人的にはそこが気になりましたので、長という表現にさせていただきました。</p> <p>また内部や事務局で協議をしながら、必要であれば、この表現を変えたいと思います。</p> <p>あと、先程会長さんにご説明いただいた4ページの13条の守秘義務のところですけれども、この出席した者という、会議においてという風にさせていただいたのは、守秘義務はやはり個人情報最近やはり不作為に取れるご時世になりましたので、こちらも全体会については、大きなというか、内規より上位の条例の方で守秘義務が規定されているのでいいのですけれども、事務局会、部会、プロジェクトチーム、個別支援会議については守秘義務の表現がちょっと弱いかなというところと、あと新たに加える第9条で、外部の方も出席できるようになります。</p> <p>よって、出席した者は、会議においてというような表現を追加させていただいたという、その辺の説明を漏らしておりましたのですみません。</p>
会長	<p>ただいま補足説明がありましたがいかがでしょうか。</p> <p>質問はございませんでしょうか。</p> <p>とりあえずこの形で進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。</p> <p>それでは、議題5は、閉じさせていただきます。</p> <p>続きまして、議題6ということで、各部会の令和4年度の報告と令和5年度の活動計画、各部会よりご報告をお願いします。</p> <p>まずくらし部会からお願いします。</p>
くらし部会長	<p>それでは失礼します。</p> <p>くらし部会の活動状況ということで報告をさせていただきたいと思えます。</p> <p>今回のくらし部会の活動は資料7に載っております。</p> <p>6月12日のくらし部会からお話しいただきまして、先程ご案内いただきました障がい者総合支援プランの進捗状況であるとか、地域生活支援拠点の今後の整備であるとか、あと地域包括ケアシステムについての話をさせていただいたところでございます。</p> <p>先程の資料といいますか、自立支援協議会の内規の方でご説明いただきました精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについて、協議会の設置と開催ということで今認めていただいたわけでございますけれども、こちらの方を事例別にお話しさせていただきたいと思えます。</p> <p>地域包括ケアシステムにつきましては、資料6でございますけれども、こちらを見ながら説明させていただきます。</p> <p>ざっと申しますとこの基本的な概念というところで、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムとは、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、</p>

住まい、就労・社会参加、地域の助け合い、教育などが包括的に確保されたシステムです。

このイメージ図でいいますと真ん中の住まいですね。

こちらは、障がい者の方のお住まいであるとか、自宅であるとか、サービス付きの住宅であるとか、グループホームというところが地域の一番住みやすいところ、本人さんの一番住みやすいところを一番中心に考えております。

例えば、医療が必要である場合には、イメージ図の左上の医療とつながるといことです。

また、介護などの支援が必要になった場合には、イメージ図の右上の色々なサービスにつながるようなことができるようにすること。

それからそのほかの場合では市内のグループホームを取り巻く一番大事なところ、地域の助け合い、協力、それから就労というところも含めて、こういったところも具体的につながっていくというシステムの入り口でございます。

これにつきましては、県内市町村、みなさん関係者ですね、先ほどもありました協議の場といったところとこれをバックアップしながら進めていくというような対応でございます。

このシステムにかかる要素としまして、次のページですね、大きく4つの支援がございます。

自助の支援については、自身のメンタルヘルス、セルフチェックなど、それから互助の支援については、住民同士の助け合い、ボランティア活動など、共助の支援については、医療、介護サービス、公助の支援については障がい福祉サービス、自治体による相談支援など自治体などによる公的な支援ということで、この4つの支援による要素が絡み合って生活に貢献していくという、そんな風に関わっていくといったところでございます。

それから、医療、福祉もちろんそうなのですが、今後の取り組みはやはり地域共生ですね、当事者の生活を見守っていく、暮らしやすいように過ごしていけるというようなところを目指しています。

そのためにはどうしていったらいいかということで、先程設置いただいた協議の場というのが重要になってくるかと思っております。

それでは暮らし部会からは、こういう所を進めたいなという事柄を挙げさせていただきたいと思えます。

資料7の地域包括ケアシステムの方針を見させていただきたいと思えますが、今年度中に協議会の開催を考えております。

また協議会の設置は、本日ご審議いただいた通りでございますので、本日をもって設置となりました。

それからこの自立支援協議会の中では、暮らし部会で行っていききたいと考えております。

暮らし部会に加えて、暮らし部会の委員のところ、暮らし部会が中心になってやっていただきたい方がいらっしゃいますので、それもこの場で説明をさせていただけたらと思えますが、実は市役所の保健師さんで、それから特養のワーカーの方へ暮らし部会に入ってください、今後協議会を中心に進めていただけたらなと思っておりますので、このお二方にくら

	<p>し部会に入っただくことを承認していただきたいと思います。</p> <p>それで、その方も含めて協議を進めながら12月ぐらい開催したいと思っています。</p> <p>今くらし部会に中心になってお願いする方は、くらし部会に入っただくんですけれども、いろんな事例の関係であるとか、あるいは普段のくらしの中で、共有してお話をしていきたい、共有していただきたいという方がいらっしゃるのこれから予想されますので、その場合も先ほどお話、ご協議いただきました内容ですね、内規の9条により、色々な方々も参加いただきながら進めてまいりたいところでございます。</p> <p>そういう中で、中身としましては、なかなかイメージがつきにくい会議ではございますけれども、そうさせていただいて、事例の検討も含めてお話していただく中で、今後、くらし部会の時には一緒に協議ができるというなと思っておりますし、このような方針で進めて行ければなと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして権利擁護部会の報告をお願いします。</p>
権利擁護 部会長	<p>これより権利擁護部会より報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>資料8及び資料8の追加資料をご覧ください。</p> <p>昨年度から権利擁護部会が発足しておりますが、今年2年目ということで、今年度も年間4回実施して活動を行っていく予定をしております。</p> <p>第1回は先日6月12日に実施しております。</p> <p>今年度も部会の中での協議事項というのは、昨年度同様、虐待防止に関する協議であるとか、成年後見制度の利用促進に関する協議、差別解消に関する協議というこの基本的なところは変わらず実施していきたいという風に思っております。</p> <p>今年度新たに、もう1つ資料8の方ですね、チラシの方を作成しております。</p> <p>それは利用者さんであるとか保護者さん向けに虐待防止の通報を促す啓発用のチラシになっております。</p> <p>昨年度もなかなか通報案件まではいかなかったのですが、疑わしき事例というか、そういった不適切な支援が事業所で行われていたというところがありまして、その中でも同じ事業所でやはりそういった不適切な支援が繰り返し行われている疑いがありまして、特にそこを利用されている利用者さんであるとか保護者さんからは、やはり通報すると自分たちが通っている事業所に通えない、行くところがなくなるのではないか、そういった不安なんかをおっしゃられる方もお見えになりました。</p> <p>ですので、そういったところを少しでも解決に近づけるためにこういったチラシを作成しまして、市への通報はもちろんしますが、そうではなくて警察の方であるとか、県の権利擁護センターの方にもご協力いただいてそちらの方にも通報していただくような形で進めていけたらなという風に思っております。</p> <p>こちらのチラシを皆さん福祉サービスの受給者証の更新が毎年ありま</p>

	<p>すので、そちらの更新手続きの書類に同封させていただいて啓発を行っていくということにさせていただいております。</p> <p>こちらの資料8のチラシの裏を見ていただくと、QRコードで読み取ってスマホなんかで簡単にどういったことがされたのかという簡単な質問事項が書いてあります。</p> <p>特に名前であるとか、どこの事業所を使っているだとかそういったことを聞くような内容にはなっておりませんので、本当にこういったことがあったのだということに登録していただくといいかなと思います。</p> <p>右の方を見ていただくと、まず希望される方はお名前であるとか、こちらの方から連絡を取らせていただくための連絡先を記入するようなそういった項目もありますので、必要に応じてそういったところをご連絡させていただいて防止につなげていきたいと思っております。</p> <p>あと昨年度も研修会の方を実施しましたが、今年度も市内の障がい福祉サービス及び児童福祉サービス提供事業所の職員さん向けに研修会を実施出来たらなという風に思っております。</p> <p>実施時期としましては、12月15日の午後からを予定しております。</p> <p>内容としてはまだ正式には決まっておきませんが、今年度はどういったものが虐待であるとか、不適切な支援にあたるのかというところを動画というか、そういったものを実際に見ていただいて、それを後半、昨年度もさせていただいたのですが、グループワークを通じて意見交換ができればいいかなという風に思っております。</p> <p>今年度も今回の活動計画は以上のように報告させていただきますので、ありがとうございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>では続きまして、子ども部会の報告をお願いしたいと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>では、子ども部会の報告をさせていただきますが、本日、部会長が所要により欠席されておりますので、資料9を皆様に事前配布させていただいております。</p> <p>資料9の配布をもって報告と変えさせていただきたいと思っております。</p> <p>なお、部会長から資料はございませんが、口頭で令和4年度の報告をお伝えくださいということで伝言を預かっておりますので、これから読み上げさせていただきます。</p> <p>令和4年度の子ども部会では、2つの事例を通じて勉強会を行いました。</p> <p>1つ目の事例は、瑞穂市内在住、視覚障がいのある1歳児のお子さんについて受けられる福祉サービスや保育所等への預かり、受け入れ等について現在の状況について報告、今後の対応について検討を行いました。</p> <p>その中で意見が4点ほど出ています。</p> <p>まず1つ目、保護者のニーズについてもっと詳しくアセスメントする必要がある。</p> <p>2つ目、お子さんの状況について詳しくアセスメントするとともに、保護者との共通理解ができるよう話し合いを重ねることが必要である。</p> <p>3つ目、保護者としては、仕事復帰をするために本児の預かりの場が欲しい。</p>

	<p>現状として視覚障がいのある子供を受け入れることができる保育所等の物的、人的整備が難しい。</p> <p>4点目、保護者の預かりニーズに合う福祉サービスの検討が必要というような意見が出ました。</p> <p>2つ目のケースでございます。</p> <p>こちらは医療的ケア児支援の現状と課題というテーマで日ごろ医療的ケア児支援に直接携わっている委員を中心に事例や保護者が抱える課題、現状についてグループワークを行いました。</p> <p>その中で意見が9つ出ております。</p> <p>1つ目、新生児集中治療管理室を退院後、在宅で監護をする必要のあるお子さんが増加している。</p> <p>2つ目、退院の後、在宅支援、この流れで事業所や行政の連携が必要である。</p> <p>3つ目、スムーズにサービスの利用ができるように配慮が必要。</p> <p>4つ目、サービスや制度のはざまにある家族の支援が必要。</p> <p>5つ目、在宅での介護が多いために、両親の精神疾患のリスクが高くなる。</p> <p>6つ目、命に直結する行為が多いため、看護師の資質向上が課題。</p> <p>7つ目、高度な医療的知識や専門性を兼ね備えたスタッフの育成や看護師他保育士等の人材育成も必要。</p> <p>8つ目、医療従事者と福祉サービス従事者各相談員等との連携、コミュニケーションが大切、また医療側と福祉側との情報交換が必要。</p> <p>最後9つ目、災害時の対応について医療用機器電源確保というような意見が出たということで報告をさせていただきます。</p> <p>子ども部会からは以上でございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは続きまして、相談支援部会の報告をお願いします。</p>
<p>相談支援 部会長</p>	<p>相談支援部会は、4月21日と6月30日の2回開催しました。</p> <p>次回は来月13日の予定です。</p> <p>第1回では先ほど申しあげました進捗管理と、それから基幹の人材育成研修についてと事例検討を2件行いました。</p> <p>第2回はまた基幹の人材育成研修についてと多職種連携のための研修会について、それから民生委員児童委員の連携方法について及び事例検討を3件行いました。</p> <p>資料はありません。</p> <p>それで、例年通り事例検討の分析をしまして、年度末の2月ごろの全体会では例年通り地域課題というのを報告させていただきますが、前回の報告でも申しあげましたように、今年度はこの事例検討に使用する項目の見直しを同時に進行しております。</p> <p>また先ほど出てきました多職種連携のための研修会というものですが、これは地域包括支援センターからお誘いがあったもので、少し前の私の発言でもありましたけれども、介護と障がいの連携の一環で来月開催するんですが、こちらは障がい、介護、医療等、大学と行政が入った方々が一緒に来て参加して、グループワークして80歳の介護保険利用者と5</p>

	<p>0歳の子供の精神障がいの家族をどう支援するかということについての事例検討をする予定です。</p> <p>こういった介護と連携する研修ってとても多くなっているのですが、相談支援部会の委員というのは、瑞穂市の利用者を担当する相談員が所属しておりますので、こういった瑞穂市の研修会にも積極的に参加していただくようお声がけしているところです。</p> <p>それから、相談支援部会の設置時から参加していただいていた瑞穂市にあったグリーン相談支援事業所というところが7月で閉所されました。</p> <p>代わりではありませんが、本巢市のウェルファームという瑞穂市とかかわりの深いB型の事業所がありますが、ここが8月11日から相談支援事業所を開所しまして、瑞穂市の障がい者も多く担当してもらう予定のため、相談支援部会も加えさせたいなと思っております。</p> <p>簡単ですが以上です。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>4つの部会の方から報告をいただきましたが、何かご質問あるいは追加等ございますか。</p>
相談支援 部会長	<p>すいません。</p> <p>先ほどくらし部会長さんから報告いただいたものについてちょっと補足しますと、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムのメンバーには現在ほかの部会に参加していただくことになっている委員の方もそっちに参加していただくことになるかもしれないので、そこを委員の方々に了承していただいていたほしいなと思うのと、例えばB委員が今権利擁護部会に入っているけれども、民生委員という地域の方ということで考えますと、ぜひ地域包括ケアシステムの方にもかかわっていただきたいということなんです。</p> <p>それから、この地域包括ケアシステムは、今日これで委員の方々が設置してよいと承認いただけましたら今日設置、まだ全然実績もなく名目だけになるんですけど、今日設置ということになりますので、委員の方々の承認を明確にするために、挙手でお諮りいただければと思います。</p>
会 長	<p>よろしく願いいたします。</p> <p>自立支援協議会の委員は、多分それぞれの部会の方に所属はされていると思いますが、他の部会の参加は今までも多分よかったのではないかなとは思っています。</p>
相談支援 部会長	<p>そうですね。</p> <p>特に許可制とかはではありませんので。</p>
会 長	<p>ぜひ皆さんご協力いただければと思うのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは4つの部会からそれぞれお話をさせていただきました。</p> <p>その中で、特に議題にも上がりました自立支援協議会の内規の改正に関連し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの協議の場をくらし部会で作っていただくこととなります。</p> <p>とりあえず今年の12月頃に協議をしていただくことになりかということですが、</p> <p>それから権利擁護部会の方は、この資料8の啓発チラシの導入になりますが、QRコードで読み取っていただいて、事例や連絡先、こちらの方に</p>

	<p>もこれは記載されています。</p> <p>なかなか虐待も表立って出てこないケースが多いですので、やはり早めにキャッチできるといいのかなと思いますので、これはまた是非皆様方読んでいただければと思います。</p> <p>また本日、子ども部会長が他の会議とバッティングしてしまい、欠席となりましたので事務局の方からご報告をいただきました。</p> <p>特にその中で医療的ケア児の問題点、課題点というものが上がってきておりました。</p> <p>以上ですが、何かご質問や追加等ございますか。</p>
事務局	<p>すみません。</p> <p>確認させていただきたいのですが、先ほど部会の委員さんの追加ということで、内規の第6条第4項に部会員は事務局会において協議し、全体会の承認を得て会長が指名するとございます。</p> <p>一応今のお話で今回の追加の部会員さんについては、今回の全体会で承認を得たということよろしかったでしょうか。</p> <p>内規の第6条第4項になります。</p>
会 長	<p>ここですね。</p> <p>部会員は事務局会において協議し、全体会の承認を得て会長が指名するとなっておりますので、私の方は了解させていただきます。</p>
事務局	<p>くらし部会はお二人です。</p>
くらし部会長	<p>くらし部会の方は、先ほど申し上げましたが、市役所の保健師さん1名と病院の医療福祉相談室の1名のお二人を部会の方でお願いしたいと思っておりますので、この場でお願いできればと思います。</p> <p>そのほかと言ったら失礼ですけれども、先ほど委員が申し上げましたように、この会議を進めるにあたって、また是非来ていただきたい方にお声をかけさせていただきたいと思っておりますので、またそれをご了解いただければと思いますので、よろしく申し上げます。</p>
会 長	<p>今この全体会で承認をしたいと思えます。</p> <p>でないとならば次回の第2回は来年2月になりますので、内規に則り、柔軟に対応したいと思えますので、承認ということにしたいと思えます。</p> <p>他はよろしかったでしょうか。</p> <p>部会の方で何かご意見等よろしいでしょうか。</p> <p>それでは最後にはなりますが、議題（7）その他ということで、各委員の皆様よろしいでしょうか。</p> <p>特にございませんでしょうか。</p> <p>資料の方でいきますと資料10が用意されていますので、説明させていただきます。</p>
事務局	<p>本日配布させていただきました資料10はA3用紙を折りたたんだものになりますが、こちらは8月1日現在の市内サービス事業者を一覧にまとめたものになりますのでご参考いただければと思います。</p>
会 長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>市内の福祉サービス事業所ということで訪問、日中活動等ということで、岐阜圏域のほかのところも下の方に書いてありますのでご参考いただければと思います。</p>

	<p>それではよろしければこれで議題の方はすべて終了したいと思います。 事務局よろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>事務局の方からこれはお知らせでございますけれども、前年度に引き続きまして12月3日から9日までの障害者週間の平日に、こちら瑞穂市役所穂積庁舎の望楼、この庁舎のタワーですね、望楼に障がいにかかる啓発映像のプロジェクター映写を予定しておりますので、お時間のある方は一度ご覧いただけますようご案内申し上げます。 時間は夕方ぐらいということで、暗くなったらということです。</p>
会 長	<p>資料については説明していただきましたので、このまま進みたいと思います。 では最後になりますが、次回の自立支援協議会の全体会の日程について事務局よりご説明をお願いします。</p>
事務局	<p>では次回の日程ですが、年明け令和6年の2月27日火曜日、時間は今日と同じ13時半から。 場所につきましては、穂積庁舎が使えませんので、この建物の西側の本巣縦貫道路を挟んだ向かいに瑞穂市民センターがございます。 そちらの市民センターの1階の第2会議室で部屋を用意させていただいておりますのでよろしくお願いいたします。 市民センターの駐車場は狭いので、穂積庁舎の駐車場をお使いいただいで、歩道橋か地下道で渡っていただくこともできますので、よろしければお使いください。 場所が変わりまして申し訳ございませんが、2月27日火曜日13時半からということでよろしくお願いいたします。</p>
会 長	<p>次回は来年の2月27日火曜日13時半から。 場所は瑞穂市民センターになりますので、よろしくお願いいたしますと思います。 それでは、本日の議題はすべて終了しました。 私の議長の進行は終了させていただきます。 進行にご協力いただきましてありがとうございました。 議事の進行は事務局へお返しいたします。</p>
事務局	<p>会長様をはじめ委員の皆様におかれましては大変長時間にわたりまして議事のご審議をいただきまして誠にありがとうございました。 以上を持ちまして本日の協議会を閉会させていただきます。 お帰りの際は交通事故にお気を付けください。 本日は誠にありがとうございました。</p>